

主体的、対話的な学びを目指した「生徒指導論」の実践

—生徒指導事例と教育法規を関連させた学修を通して—

松 本 隆 一

A Practice on “Student Advisement Theory” aiming at Active and Communicative Learning: through study of the relationship between student guidance cases and related laws and regulations

Ryuichi Matsumoto

I はじめに

本学は2010年度の入学生から小学校教員免許取得が認可され8年目となり、1期生は教師職4年目となる。一般企業では採用後、研修で一定の実務能力を身に付けてから、職場に配置されるのが常であるが、教員は配置後直ちに教壇に立ち授業を行う。そのため、養成段階である大学で「実践力のある教師の育成」を目指して様々な取組が行われている。

2017年3月に公示された小学校学習指導要領総則第2章第4節児童の発達支援の1児童の発達を支える指導の充実(1)学級経営、児童の発達支援では、「・・・集団の場面で必要な指導や援助としてガイダンスと・・・個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により児童の発達を支援すること。」、(2)生徒指導の充実では「・・・現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、・・・生徒指導の充実を図ること。」と記され、生徒指導について従前より一歩踏み込んだ記述がなされている。

2017年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編第2章教育課程の基準第3節教育課程の実施と学習評価1主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、「・・・身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、・・・物事を捉える視点や考え方が鍛えられていくことに留意し、・・・」と示されている。小学校教員を目指す学生が、自身の学びを主体的、対話的な学修として取り組むことは意義あることと考える。

学校現場では主体的・対話的で深い学びのための授業改善に向けての研究が進められる一方で、そのベースとなる生徒指導について実践力のある教師の育成が求められている。

本稿では、生徒指導について実践力を身に付けた学生を育成するため、学校で実際に起こる生徒指導場面を意図的に配置し、教育法規と関連づけて、主体的・対話的な学びを目指した「生徒指導論」の展開について報告する。

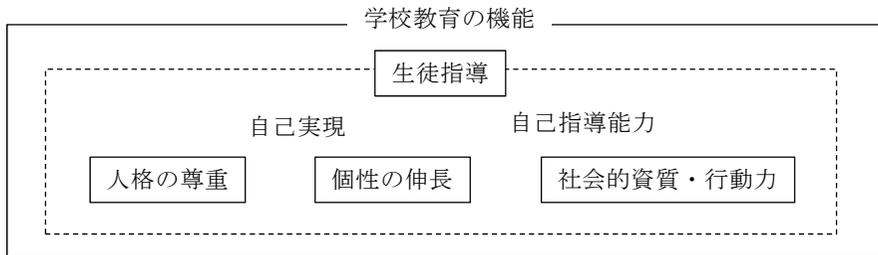
Ⅱ 生徒指導と生徒指導事例・教育法規学修の意義

1 生徒指導について

文部科学省の平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、暴力行為、いじめ、長期欠席（不登校）等教育現場における生徒指導上の問題行動は、小中学校で見ると、前年を上回っている。これらの事象に教育現場では教師が個別に、あるいはチームとして丁寧に根気強く関わっている様子がうかがえる。

生徒指導は、学校の教育目標の実現に向けて、教育活動を実践し、所期の目標を達成するため欠くことのできない教育の機能の一つである。文部科学省の「生徒指導提要」（平成22年3月）では、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力高めることを目指して行われる教育活動」と記している。さらに「すべての児童生徒それぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指す」と述べている。

生徒指導は、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、自ら現在及び将来における自己実現を図る自己指導能力の育成を目指している。



2 生徒指導事例学修について

学校現場では、生徒指導を問題行動等の時中・事後の指導の在り方等に主眼を置いた狭義の生徒指導で語られることが多い。いじめ、不登校、問題行動等の対応に追われ、課題解決には多くの時間を要している。また、授業のための教材準備・研究、校務分掌業務等で心身の負担を感じている教師は多い。

生徒指導事例は、学校で現実に関わった事柄のもとにしている。事例を通して、教師の言動、児童への関わり、保護者への説明等について、検討・評価することで事例に応じた対処能力を高めることができる。さらに、事例に潜む課題を明確にすることにより、未然防止のための方策を検討することができる。

3 教育法規の学修について

義務教育学校の教員については、職務の性格の特殊性から、様々の法令が定められている。特に公立学校の教員については、公務員関係法が適用され、更に教育公務員特例法、県費負担教職員制度の特例がある。また、教育活動を行うにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法、学校保健安全法等の法令の適用関係は、複雑多岐にわたっている。

生徒指導は学校内の指導に限定されないことがある。児童への指導、懲戒、処遇に際しても関

係法令の適用を受ける。そのため生徒指導の各場面で、どのような教育法規が適用されるかを学修することには意義がある。

Ⅲ 学校における生徒指導の組織と取り組みの実際

学校では、新学期に、その年の新しい教職員集団が構成される。生徒指導は、児童生徒一人一人に対して、教師が個人又は学年部等の集団として関わっていく。中学校から小学校からへと校種を変更してきた先生、他の管内から転任してきた先生など新人からベテランまで教職経験年数の違い、学校種の違い、生徒指導困難校の経験などにより、それぞれの教師が持つ生徒指導観は異なる。学校が組織体として成果を得るには、組織的な生徒指導体制が求められる。更に学校の生徒指導体制はより早い段階で構築することが組織的な取組としては大切になる。

生徒指導提要（P75）では生徒指導の基本的な考え方として ①生徒指導の方針・基準の明確化・具体化 ②すべての教職員による共通理解・共通実践 ③実効性のある組織・運営の在り方について示している。

また、生徒指導では、校長、副校長、教頭などの指導のもと、生徒指導主事は連絡・調整を担い、コーディネーターとしてマネジメントすることが必要になる。学級担任、学年主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、事務職員、栄養職員、スクールカウンセラー、SSW、学校医、学校歯科医、薬剤師などの関係者との関係も求められる。

生徒指導が複雑化、多様化する現在において、チーム学校として教育効果の高い取組が求められ、成果を共有するシステムづくりが必要である。

Ⅳ 学生が持つ生徒指導のイメージ

授業で学生（男性9名、女性29名）がこれまで経験（直接経験、見聞を含む）した生徒指導について質問を行ったところ、次のとおりであった。（挙手発表）

① 生徒指導のイメージは？

- ・朝掃除をさせられた
- ・謹慎部屋・指導の部屋で指導があった
- ・先生が一方向的に話（指導）をする
- ・校則、服装、遅刻などで怒られる
- ・ペナルティーを与えられる
- ・全校集会が開かれる
- ・校則の話しをする
- ・指導を受ける生徒はだいたい決まっている
- ・（問題が起こると）話し合いがある

② 生徒指導の先生のイメージは？

- ・男性の先生ばかり

- ・元気のいい女性の先生がいる
- ・生徒指導の先生は体育、数学の先生が多い
- ・朝、正門に立っている。
- ・嫌われ役をかって出ている
- ・子どものことをよく考えてくれている

生徒指導のイメージは断片的に体験、見聞したできごとが担当教師のイメージと重なり記憶されている。そのためか、直接、指導を受けた記憶がないという学生（男性3名、女性18名）がいた。（ただし、記憶がはっきりしない学生は「指導を受けたことがない」とした）

学生の生徒指導に対する見方をこれまでの指導を受けてきた側から、指導する側へと視座を転換する必要がある。

質問①の回答では「・・・指導を受ける」「校則の・・・」というキーワードが含まれており、生徒指導を「・・・させられる」というイメージで捉えている。一方、質問①の回答で「全校集会が開かれる」のように自分の問題として捉え、活動する場面、質問②の回答で「嫌われ役」では生徒指導担当の必要性を客観的に評価し、「子どものことをよく考えている」というように肯定的に評価している。

このことを踏まえ、生徒指導を「自己実現を図るための自己指導能力の育成」をねらいとし、資質・能力を育成する場としての考えを授業を通して、気づき、理解するよう展開した。

V 「生徒指導論（進路指導を含む）【小】」の展開

生徒指導の実際として、学校現場では理論と実践の両輪で動いていく。理論的拠り所のない関わりや指導は危うさを内包しているが、現実には実践しながら理論を学び構築していく傾向は否めない。学生が、よりよい指導法を身に付け、児童生徒との関わり方に自信を持たせるようにしたい。

小・中・高等学校で生徒指導上の指導を受けた経験のある学生は少ない。本講座の学生（38名、内男性9名）で、個人的に指導を受けた経験があるのは5名であり、服装等の注意や指導、遅刻であり、軽微なものばかりであった。そのため、学校現場で起こっている問題行動等については、ほとんど経験がないという現実がある。

そこで、学校現場で実際に起こった問題をもとにした生徒指導事例を課題シートに取り上げて実践力を身に付けられるようにした。

1. シラバスと課題シート

	テーマ	講義内容	課題シート
1	生徒指導の意義と原理	生徒指導の歴史と変遷	
2	生徒指導の意義と原理	生徒指導に求められるもの	家庭訪問
3	教育課程と生徒指導	学習指導と生徒指導	授業中の私語・離席
4	児童生徒理解 1	児童生徒の発達と生徒指導	家庭との連携・万引き
5	児童生徒理解 2	児童生徒の発達と心理	茶髪・ピアス等服装問題
6	生徒指導の組織と計画	生徒指導の組織、年間指導計画	保護者との協力
7	教育相談のあり方	体制づくり、S C、S S Wとの連携	教育相談
8	生徒指導の実際 1	集団指導と個別指導、学級経営	生徒指導諸問題
9	生徒指導の実際 2	規範意識、教職員の指導体制	キレる子ども
10	生徒指導の実際 3	少年非行への対応、ネット社会	非行（性非行）・問題行動
11	生徒指導の実際 4	不登校への対応	不登校問題
12	生徒指導の実際 5	いじめへの対応	いじめ
13	進路指導と生徒指導 1	生き方指導、法令、連携の在り方	体罰
14	進路指導と生徒指導 2	キャリア教育	
15	試験	講義内容の総括と理解事項の確認	
16	まとめ・フィードバック	試験内容の確認、補説	

2. 事前学修、本時の学修、事後学修

(1) 事前学修

事前学修は、学生が本時へ向けての学修意欲を高める事に主眼を置き、メモ程度の記録を求めることとした。

事前学修

次回（数回先）の課題テーマを示し、関連する報道・新聞記事等を「見る・読む」ことで概要を把握する。

- ① 調べたことをメモに残す。
- ② 教師の立場で考えたことをメモに残す。

(2) 本時の学修

① 課題シート

課題シートの内容は

- A 講義内容と関連する生徒指導事例
- B 時季や行事と関連する生徒指導事例

に分けられる。

講義や時季・行事と関連させることにより、小学校で起こる生徒指導事例を身近なもの、担任として遭遇するであろうという臨場感を持たせることが大切である。

② 課題シートの構成

- ・テーマに沿った事例は、学校や教室で発生しそうな内容で構成する。
- ・最初に「(担任の) あなたならどうしますか。」と具体的な行動を考える。

講義中に25分を「課題学修」として位置付けた。課題シートにより、10分間で自力解答、10分間のグループ交流・全体交流、5分間を教員による補説とした。

— 展開の考え方 —

テーマは事前に示しているが、具体的な内容は当日の課題シートで把握する。

1 例題の提示 (課題シート)

- ・学校(地域)で起こった事例を参考にしたエピソード仕立ての例題を示す。
- ・発達段階で対応は異なる、そのため学年は必ず示す。
- ・登場人物は数名を原則としている。(問題行動等の多くは児童と児童、教師、保護者の中で動いていく。)

2 自力解答

- ・生徒指導の場面では、教師がどのように動くかが問われる。つまり、どんな声かけをするか、どのような姿勢で向き合うかをシミュレーションする。特に「初発の言葉」は実際に発言する言葉を考えさせる。

3 グループ交流・全体交流

- ・経験の差、児童観の違い、生徒指導に対する考え方の違いで「初発の言葉」は変わる。そのようにした理由を述べることで共感、気づきが得られる。
- ・全体交流で多様な考え・対応に触れ理解を深める。

4 補説

- ・主に法的側面、社会的認識について補う。
- ・学校現場の実態、対応について示唆する。

③ 課題シートの例

講義3 テーマ「教育課程と生徒指導」、講義内容「学習指導と生徒指導」では「授業中の私語・離席」を取り上げた。

設問は時間的制限もあり、すべては扱わないこともある。必要により補説で補う。課題シートは回収して、指導・助言、質問への回答、教員の感想を書き込み、次時に返却する。

なお、課題シートへの記入は次のようにした。

- A 自分の考えは鉛筆で書く。
- B グループ交流、全体交流など他者の考えは青色で書く。
- C 教員からの補説等は赤色で書く。

九州ルーテル学院大学 生徒指導論

(平成29年4月28日 金曜日 I限)

年 科 氏名

授業中の私語・離席について

年度はじめの諸行事が一段落し、家庭訪問がはじまった。午前中の授業が本格化した矢先、5年1組で数名の児童の私語、一人の児童の離席が目立ちはじめた。

1 あなたなら、どうしますか。どのような指導や対策が必要でしょうか。

(1) どのような指導をしますか。

①個別指導について・・・まず、どんな言葉かけをしますか？

②集団（学級）指導について

(2) どのような対策が考えられますか。

①短期的に

②長期的（継続的）に

2 留意点について

☆問題行動をどう捉えるか

☆法的根拠

(3) 事後学修

事後学修は、返却した「課題シート」への指導・助言、質問への回答、教員の感想をもとに、学生が整理することで行われる。

VI 教育法規等と生徒指導

学校教育現場では、授業以外に学級担任業務、校務分掌などに関わる業務がある。これらの校務には何らかの法的位置づけがあるのは当然のことである。しかし、先輩から指導を受けながら、事務的に引き継ぎ、実践している場合もある。

生徒指導論は2年前期に開講し、教職を目指す学生は必修単位である。前述のように生徒指導に関する学生の理解・認識は浅く、児童生徒だった頃の自己の経験の範疇を出ない状況である。そのため、「先生は校則違反について指導していた」という事実は知っていても、校則にはどのような法的意味や拘束力があるかなどは知らない。

そこで、本講座では、学修内容と法令等をリンクさせ、より身近に考え、学ぶことができるよ

うにした。補説に「法的根拠」を示し、理解が深まるようにした。

各授業で法令の扱いは、授業内容により異なり、次のAからCのような扱いに整理できる。

A 関係する法令（名）を示す。

B 関係する法令の条文を「熊本県教育関係者必携」で検索、確認する。

C 関係する法令の条文について「熊本県教育関係者必携」やプリント資料で検索し、考察する。

本時に十分な取扱いができない場合は、事後課題として調べ学習、レポート提出となる。

以下に各講座で取り扱う法令等を示した。

(1) 講座のテーマと学修する法令・手引き書等

1 「生徒指導の意義と原理 1」

- ・生徒指導提要

2 「生徒指導の意義と原理 2」

- ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法、同施行令、同施行規則 ・学校保健安全法
- ・学校図書館法 ・児童憲章 ・子どもの権利に関する条約 ・児童福祉法
- ・労働基準法 ・教育公務員特例法 ・地方公務員法 ・社会教育法 ・文化財保護法
- ・刑法 ・民法

3 「教育課程と生徒指導」

- ・文部省訓令（S7）「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル件」 ・学校教育法施行規則
- ・小学校学習指導要領解説（総則編）

4 「児童生徒理解 1」

- ・教育基本法

5 「児童生徒理解 2」

- ・公職選挙法 ・熊本県青少年保護育成条例 ・労働基準法

6 「生徒指導の組織と計画」

- ・学校教育法施行規則 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

7 「教育相談のあり方」

- ・地方公務員法

8 「生徒指導の実際 1」

- ・学校教育法施行規則 ・小学校設置基準
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

9 「生徒指導の実際 2」

- ・学校教育法施行規則 ・小学校設置基準
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

10 「生徒指導の実際 3」

- ・地方公務員法

11 「生徒指導の実際 4」

- ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法

12 「生徒指導の実際 5」

- ・いじめ防止対策推進法

- 13 「進路指導と生徒指導 1」
 - ・教育基本法 ・学校教育法施行規則
- 14 「進路指導と生徒指導 2」
 - ・学校教育法 ・学校教育法施行規則
- 15 「試験」
 - ☆学修した法令等
- 16 「まとめ・フィードバック」
 - ☆試験結果をもとに学修した法令等を補足説明を行い、再確認する。

(2) 課題プリントの補説で扱う関係法令・手引き書等

課題プリント「家庭訪問」について

- ・学校教育法施行規則52条（教育課程の基準）
- ・生徒指導の手引き（文部科学省 S56改訂）

課題プリント「授業中の私語・離席」について

- ・学校教育法37条（校長、教頭、教諭その他の職員）、81条（特別支援学級）
- ・特別支援教育について（文部科学省HP）

課題プリント「家庭との連携・万引き」について

- ・刑法235条（窃盗）
- ・児童福祉法4条（児童）、12条（児童相談所）、25条（要保護児童）
- ・少年法2条（少年）、3条（審判に付すべき少年）
- ・学校教育法11条（児童、生徒の懲戒）
- ・学校教育法施行規則26条（懲戒）

課題プリント「茶髪・ピアス等服装問題」について

- ・憲法26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）
- ・熊本地裁判決（昭60年11月13日校則・丸刈り）

課題プリント「保護者との協力」について

- ・教育基本法10条（家庭教育）
- ・中央審議会答申（平成12年4月1日「少子化と教育について」第2章少子化が教育に及ぼす影響）

課題プリント「教育相談」について

- ・学校教育法施行規則72条（教育課程）、73条（授業時数）
- ・生徒指導提要第5章教育相談

課題プリント「生徒指導諸問題」について

- ・地方公務員法34条（秘密を守る義務）
- ・個人情報保護に関する法律2条（定義）、5条（地方公共団体の責務）
- ・熊本県個人情報保護条例4条（事業者の責務）、5条（県民の責務）

課題プリント「キレル子ども」について

- ・学校教育法11条（児童、生徒の懲戒）
- ・生徒指導提要第5章教育相談
- ・中学校学習指導要領解説「特別活動編」

課題プリント「非行（性非行）・問題行動」について

- ・生徒指導提要第6章第8節「性に関する問題」
- ・地方公務員法34条（秘密を守る義務）
- ・学校教育法施行規則26条（懲戒）、48条（職員会議）

課題プリント「不登校問題」について

- ・学校教育法施行規則57条（終了又は卒業の認定）
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成28年9月14日初等中等教育局長）

課題プリント「いじめ」について

- ・いじめ防止対策推進法2条（定義）、3条（基本理念）、4条（いじめの禁止）、5～9条（国、地方公共団体、学校、教職員、保護者の責務）
- ・学校教育法35条（児童の出席停止）

課題プリント「体罰」について

- ・学校教育法11条（児童、生徒の懲戒）、35条（児童の出席停止）
- ・学校教育法施行規則26条（懲戒）
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」、別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」（平成25年3月13日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長）

Ⅶ 授業記録、アンケートの結果、成果と課題

1 授業記録から（学生の学び）

全体交流の場面での感想・意見と講義後に回収した課題シートの記述を示す。

課題プリント家庭訪問

- ・家庭訪問の目的（学校と家庭の相互理解）を初めて知った。
- ・保護者も悩んでいることが分かった。
- ・せめるより、「支える」ことの大切さを理解した。

課題プリント授業中の私語・離席

- ・話し合いがありいろいろな考えを知り、安心して取り組むことができた。
- ・先ず「ダメ！」と言うことしか思い浮かばなかったが、いろいろな言葉かけがあると気づきました。視覚サインが有効な場合があることを知りました。
- ・ルールを守らせることでは解決しない。
- ・すべての児童が問題行動の要因を内包している可能性があるという言葉が印象に残った。
- ・生徒指導は難しいと思っていたが、背景など分析すると興味がわいてきた。

課題プリント家庭との関係・万引き

- ・店から担任へ電話があった。子どもが頼りにしているのは担任だと気づいた。反面、親子関係、家庭での生活などを把握することも大切と思う。
- ・法的な懲戒により行動が改まるものではないと思う。罰として掃除をさせるとき、担任も一緒にすると触れ合いの時間になり心を開ききっかけとなる。

- ・再犯をさせないためにも、親身になって相談に応じる姿勢が大切と思う。

課題プリント 茶髪・ピアス等服装問題

- ・子どもが納得する（・・・を納得させる）教師の力量（そういう先生もいた）が必要だ。信頼される教師になるためには何が必要か考えさせられた。法令を知ると対応が分かる。
- ・保護者との関係は大切と思う。保護者の考え次第だが子どものことを本気で考える姿勢が問われる。
- ・不公平感を持たせないように指導するため、共通理解と共通実践の大切さを考えた。

課題プリント 保護者との協力

- ・家庭での様子は保護者しか知らない。だから保護者との協力は欠かせない。担任として、家庭への介入はどこまですべきか考えた。先生の話は子どもの視点で貫かれていた。
- ・非行は学校を舞台に展開されるが、原因は主に家庭と少年自身にある。（総理府調査から分かった）数字以上に学校生活は関係しているように思った。

課題プリント 教育相談

- ・傾聴、つながる言葉かけ等カウンセリングスキルはすぐに使える。さらに学修したい。
- ・グループ・全体交流で「最初の質問」は色々あり参考になった。子どもを「理解しようとする姿勢」を大切にしたい。「〇〇部は楽しくやれている」の質問に答えるときの表情や視線を見逃さないようにすることを学んだ。
- ・得られた情報について、児童との信頼関係は大事にしつつ教師の連携（情報関係）が大事なことが分かった。

課題プリント 生徒指導諸問題

- ・経験がない、知らなかったでは済まされない。児童の生命安全・利益の視点が原点となる
- ・情報管理の考え方が思ったより進んでいる。共通項として守秘義務、個人情報の保護、情報公開のそれぞれの考え方を整理していく必要を感じた。

課題プリント キレる子ども

- ・何故、キレる子どもとして行動したのか。背景の分析が大切になる。現象ばかりにとらわれると決めつけになるなど勉強になった。
- ・分析を間違えると指導の方向がずれて、問題解決を難しくしてしまうことを知った。

課題プリント 非行（性非行）・問題行動

- ・高度のプライバシー問題で、担任としてどう関わるべきかを考えさせられた。問題の深刻化をくい止めることも大事なことと思った。
- ・いくつかの情報があり、真偽を確かめることは大事と思う。
- ・問題の深刻化を防ぐための「危機介入」のタイミングをどう判断するかを考えた。上司への報告・相談はその都度必要であり、「相談者への説明」という基本対応を知った。

課題プリント 不登校問題

- ・保健室登校等の段階的指導は共通理解をしないと、教師の対応がぶれて不登校を深刻化させることがあり、組織として報・連・相の大切さを改めて知った。
- ・生徒の利益を大事に判断する姿勢を持ち続けたい。
- ・不登校は個人の問題と思っていた。進級認定、成績評価についての中で学校教育法施行規則、「出席扱い」の通知文について学修し、友だちの考え聞き、不登校への考え方を変えることができた。

課題プリントいじめ

- ・いじめの態様、いじめによる自殺の事例を知り憤りを覚えた。教師の姿勢一つで最悪の事態は避けられたのではないか。
- ・担任として、いじめられた子どもを守り抜くことを肝に銘じたい。
- ・いじめはあるという前提で、学校生活を捉えていく。小さなことに気づけるように勉強していく。

課題プリント体罰

- ・熱血教師は体罰はしないと思う。結局、教師の自分の感情を抑えきれないのではないか。
- ・文科省の参考事例は理解できた。が、体罰問題が続く。密室での指導があるのではないか。自分も子どもも護る意味で勉強を深めたい。

2 授業評価アンケート [5段階評価であり () 内は本学全体の評価平均値である] から

(1) 授業に対するあなた自身の取り組みについて

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ①事前学修・事後学修によって、理解は進みましたか | 4.4 (4.1) |
| ②事前学修・事後学修によって、授業への参加意欲は高まりましたか | 4.5 (4.1) |
| ③授業の到達目標について、目標は達成できましたか | 4.6 (4.2) |

(2) 授業について

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ①事前学修・事後学修についての説明は十分でしたか | 4.5 (4.3) |
| ②事前学修・事後学修の課題は授業に有効でしたか | 4.6 (4.3) |
| ③授業は「講義概要 (シラバス)」に沿って実施されましたか | 4.8 (4.4) |
| ④授業で、先生の熱意や意欲は感じられましたか | 5.0 (4.6) |
| ⑤先生は、授業をわかりやすくする工夫をしていましたか | 5.0 (4.5) |
| ⑥質問したときに、適切に答えてもらいましたか | 4.9 (4.5) |
| ⑦授業中は勉強に集中できる雰囲気でしたか | 4.9 (4.5) |
| ⑧全体として、この授業は有意義でしたか | 5.0 (4.5) |

(3) 学修後の自由記述から

- ・さまざまな状況について考えることができ、改めて教師という職について考えることができました。
- ・グループとかで考える時間があって良かったです。具体例とかあげて説明して下さったのでわかりやすかったです。
- ・自分で考えるので有意義でした。問題行動は自己実現へ向かう過程の中での一つの姿と思います。
- ・人間として生きる力や人との関わりについて学びました。
- ・実際にあった例をもとにみんなで考える時間ができたのでよかったです。
- ・実際学校現場に出て行ったとき生かしていきたいです。
- ・考える時間も、たくさんありの知識を身につけることができました。

3 成果と課題

課題シートを用いた学修で、自分の考えを出す場面、グループ交流で集約する場面、全体交流で学びを深める場面の位置付けにより、学修活動が活性化し、主体的、対話的な学びを構築することができた。

授業評価アンケートでは「さまざまな状況について考えることができ、・・・」、「実際にあった例をもとにみんなで考える時間ができたのでよかった」など課題シートによる学習を評価している。また、「自分で考えるので有意義でした」、「グループとかで考える時間があって良かったです」と主体的に考え、グループ交流・全体交流で意見を述べたりする対話的学修に対する評価が見られた。

授業記録からは、初めの頃は「・・・を初めて知った」、「・・・の大切さを理解した」など学生の視座での知識、理解に関する内容が述べられている。授業が進むにつれ「・・・子どもが頼りにしているのは担任だと気づいた」、「・・・信頼される教師になるためには何が必要か考えさせられた」と教師・担任としての意識が見られる内容へと変わっていった。さらには「生徒の利益を大事に判断する姿勢を持ち続けたい」、「担任として、いじめられた子どもを守り抜くことを肝に銘じたい」と学生から教師へと視座が変わり学修の深まりを見ることができた。

主体的、対話的学修を通して学生に身に付けたい資質として思考力や判断力がある。「不登校は個人の問題と思っていた。進級認定、成績評価についての中で・・・友だちの考え聞き、不登校への考え方を変えることができた」の記述のように、他者の考えを参酌して自分の考えを練り上げる姿が見られた。

全体交流を進めると質疑、討論へと発展する。交流の時間は10分だけであり、考えの出し合いにだけになってしまう。論点を絞り込むなどにより討論する時間を確保することは今後の課題としたい。

教育法規を関連させた取り組みについては、課題シートの学修では法令数は多いときで5つであり「・・・法令を知ると対応が分かる」の記述のように学習が定着していったことがわかる。1単位時間で多いときは14の法令等を学修したため、内容までは踏み込まず宿題にすることがあった。例示するだけのもの、法令の内容まで踏み込むものと整理する必要がある。

VIII おわりに

本講座は2年前期で開講しているため学生にとっての生徒指導経験は、幼保小中高での自身の体験や友人、学級・学校での直接経験、間接経験となる。教員を目指す学生は、学力的には平均以上の力を持ち、自らは生徒指導上の問題を引き起こすことはほとんど経験していない。そのため、教師として生徒指導を捉え直すことが本講座のねらいの一つとなった。

生徒指導について、児童や保護者、同僚教師など多様な視点からの見方、考え方に触れることが大切であり、グループや全体での意見交換を柱とした学修は有意義であり、主体的、対話的な学修の経験が、学生のこれからの授業づくりへとつながっていくと考える。

学校現場で起こり得る生徒指導の事例を課題シートで学びながら、生徒指導の視座を学生から指導者へと移すことができる。また、生徒指導の本来の目的は児童の自己実現であり、自己指導能力の育成にある。この視点を講座の中で学生に問い続け、「人間として生きる力や人との関わり

について学びました」「・・・問題行動は自己実現へ向かう過程の中での一つの姿だと思います」の記述を得ることができた。

今後、本学の学生は学校現場での「観察実習（2年）」、「教育実習（3年）」、特別支援教育ボランティア、学習支援ボランティアなどで経験を積む。その中で、生徒指導を一つの事象だけで捉えず、児童の自己実現・自己指導力育成の一過程として、実感を持って捉えることができるようになることを期待したい。

引用・参考文献

- 1 小学校学習指導要領 平成29年3月 文部科学省
- 2 小学校学習指導要領解説 総則編 平成29年6月 文部科学省
- 3 生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- 4 新学校管理読本 第五次全訂 学校管理運営法令研究会 第一法規
- 5 教育法規便覧 平成29年版 窪田真二 小川友次 学陽書房
- 6 キーワードで学ぶ 特別活動 生徒指導・教育相談 有村久春 金子書房